

【経済分野 第2章】日本経済の特質と国民生活

6. 消費者問題

【広がる消費者問題】

様々な 悪質商法 の問題が後を絶たない → どんな例があるか？

【消費者行政】

1962年 アメリカ合衆国大統領 ケネディ が示した「4つの権利」

= 消費者主権 の基本的な考え方を示す

- ①. 安全を求める権利
- ②. 知らされる権利
- ③. 選ぶ権利
- ④. 意見が反映される権利

日本の消費者行政

1968年 消費者保護基本法制定 → 2004年 消費者基本法に改正
→ 消費生活センター（消費者センター）が全国に設置

1995年 製造物責任法（PL法） 制定… 無過失責任 の考え方

欠陥商品による被害を受けた場合

企業の過失を証明できなくても損害賠償を求められる

※欧米では「欠陥の推定」も規定されている

説明書通りに使用して事故にあった場合には、

欠陥の事実が確認できなくても、欠陥があったと推定。

→日本のPL法には盛り込まれていない。

・ クーリング・オフ 制度…訪問販売法(1976年制定)など

訪問販売・電話勧誘販売・キャッチセールスなど、主に店舗外での
売買契約について、一定期間内であれば、契約解除できる。

2001年 消費者契約法 制定

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、

事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について

契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる

2009年 消費者庁 設置

【契約の権利と責任】

結局、消費者一人ひとりが賢くならなくてはダメ、ということ！

守ってくれる法律があるということすら知らないのではどうしようもない

7. 公害の防止と環境保全

【経済成長と公害】

すでに明治時代に 足尾鉱毒事件

……鉱工業生産優先のため解決に時間がかかる

戦後の高度経済成長の中で 公害 が広まる

※ 四大公害訴訟

水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく
いずれも原告被害者が勝訴

生活型公害……ダイオキシン、石綿（アスベスト）などによる健康被害

【公害防止から環境保全へ】

1967年 公害対策基本法 制定 1971年 環境庁 設置

汚染者負担の原則（P P P） ……Polluter Pays Principle

公害防止費用は汚染者＝企業が負担する

環境基準…… 濃度規制（汚染物質の排出の濃度を規制）

総量規制（汚染物質の排出総量を規制）

1993年 環境基本法 制定（公害対策基本法が全面改定されたもの）

2001年 環境庁が 環境省 に格上げ

1997年 環境アセスメント法 ……公害の発生を未然に防ぐ

アセスメント＝事前影響評価

開発事業による環境への影響を自然に調査・予測

→開発計画の修正

2004年 景観法 制定…… アメニティ（歴史的街並み、環境の良好性）の維持

【循環型社会の形成】

2000年 循環型社会形成推進基本法

「3R」の原則……最優先は廃棄物発生抑制（リデュース）
ついで、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）

消費者自身も「グリーンコンシューマー」たることが求められる

無駄なものを買わない、環境負荷の少ない商品を選ぶ etc.

8. 労働問題と労働者の権利 9. こんにちの労働問題

【労働基本権の確立】

- 戦前……治安警察法、治安維持法などで労働運動を厳しく弾圧
- 戦後……日本国憲法において、**労働基本権**が確立されている。
第 27 条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。 = 「**勤労権**」
- 第 28 条　勤労者の 団結 する権利、団体交渉 その他の 団体行動 をする権利は、これを保障する。 = この 3 つを「**労働三権**」という。

【労働三法】

‣ **労働基準法** (1947) ……労働条件の最低条件を定める

- 第 1 条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの
- 第 2 条 労働条件（労働協約、就業規則、労働契約）は労使対等の立場で決定する。
- 第 3 条 国籍・信条・社会的身分を理由に労働者を差別待遇してはならない
- 第 4 条 同一労働なら男女同一賃金の原則
- 第 20 条 解雇の予告（30日前）
- 第 32 条 労働時間……1日8時間、週40時間
- 第 36 条 時間外労働（残業）……時間外手当=通常の2割5分～5割増し
- 第 34 条 休憩……1日6時間の時は45分、8時間の時は1時間
- 第 35 条 休日……毎週最低1日

労働基準監督署 ……労働基準違反の事業所を取り締まる機関

※ 別に、地域ごとに具体的な最低賃金を定めた **最低賃金法** もある。

‣ **労働組合法** (1945) ……労働三権を具体的に保障

- 第 7 条 使用者による 不当労働行為 を禁止
団結権侵害、団体交渉拒否、労働組合運営への介入など
- 第 14 条 **労働協約**
労働組合と使用者との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成し、両当事者が記名押印することによって効力を生ずる。
→労働基準法第 2 条第 2 項で、両者はその遵守を義務づけられている。

争議行為……労働者の同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）

⇒これに対抗する使用者側は作業所閉鎖（ロックアウト）のみ

▶ **労働関係調整法** (1946)

労働委員会

労働争議の調整のために国・地方公共団体に設置される行政委員会

(その設置および主要機能はすでに労働組合法第4章に規定されている)

同数の労働者委員・使用者委員・公益委員から構成される

- ・ **斡旋**……斡旋委員を指名し労使の自主的解決を促す
- ・ **調停**……労使・公益委員の三者で構成される調停委員会が、
調停案を作成し受諾を促す。(拘束力はない)
- ・ **仲裁**……公益委員のみで構成される仲裁委員会が、
法的拘束力のある仲裁裁定を下す。

【日本の労働問題】

- ・ 賃金水準は高いが、食費・住居費も高いので実質的賃金水準は高いとは言えない
- ・ 年間労働時間も長く、**有給休暇取得率**も低い
- ・ **サービス残業** (不払残業) ……残業手当が支払われない残業 =違法!
- ・ **過労死** ……Karoshi は国際語になっている!
- **ワーク・ライフ・バランス** ……労働と生活の適正なバランス

【雇用に関する問題】

- ▶ 日本国雇用慣行……① **終身雇用** 、② **年功序列型賃金** 、③企業別労働組合
→ 90年代バブル崩壊後、これが変化してきている

- ▶ **非正規雇用** ……パート、派遣社員、契約社員など正社員と異なる条件の雇用
労働者派遣法 (1985) ……2003年改訂で製造業への派遣も可能に
労働契約法 (2008) ……有期契約も含めてその内容を明確化

資料 p186 ↓

非正規雇用の増加……全労働者 5200万人中、2000万人が非正規雇用(2013年)
彼らは年齢にかかわらず年収は約 200万
失業率も増加している (1990年 2% → 2000年以降は 5%前後を推移)

【職場の人権】

- ▶ 性差別撤廃……1986年施行 **男女雇用機会均等法**
1997年改正で、**セクシャル・ハラスメント** の防止義務
- ▶ 1991年制定 育児休業法 → 1995年 **育児・介護休業法** に改正
男女を問わず、育児休業・介護休業を取得できる。
これを取得したからといって不利益な扱いをすることは禁止

1.0. 社会保障の役割、1.1. 社会保障制度の課題

【社会保障制度の発展】

19世紀後半 ドイツ帝国 宰相 ビスマルク ……各種の 社会保険 制度を整備

第2次大戦後 イギリス労働党政権……広範な社会保障政策 →各国のモデルに

1942年 ベバリッジ報告 に基づく、「ゆりかごから墓場まで」
最低限度（ナショナル・ミニマム）の生活水準保障

【日本の社会保障制度】

憲法第25条 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利

同第2項 国は、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進に努める

4本柱=①. 社会保険、②. 公的扶助、③. 社会福祉、④. 公衆衛生

①. 社会保険 ……財源は原則として保険料でまかなう（不足分は公費補助）

「国民皆保険」「国民皆年金」……国民健康保険法(1958)、国民年金法(1959)

(1). 医療保険（健康保険）……医療費は3割自己負担

就学前児童2割、70～74歳2割、75歳以上1割

(2). 年金保険……積立方式で始まったが、現在は事実上の賦課方式

年金は65歳からの支給となる

(3). 雇用保険……失業時に一定期間給付

(4). 労働者災害補償保険……業務上の病気・怪我に適用（保険料は事業主が負担）

(5). 介護保険……2000年から40歳以上の全国民が保険料負担

→在宅介護を中心としたサービスを市町村主体で行う

②. 公的扶助 ……財源は租税、生活保護法により金銭支給

③. 社会福祉 ……財源は租税。しかし介護サービスに関しては①(5)も

児童福祉、障害者福祉、老人福祉などの施設・サービスの提供

④. 医療・公衆衛生

伝染病対策、ゴミ処理、上下水道整備など

【日本の社会保障制度の問題点】

※少子高齢化……合計特殊出生率（女性1人が一生に生む子の数）、2005年1.26。戦後初の人口減少。
65歳以上の割合、2007年に21%という超高齢社会

↓

▶ 年金制度の維持

日本の年金制度は、はじめ積立方式で始まった。

しかし、物価スライド制（支給額を物価上昇に合わせて増額していく）の導入と受給者の増加によって、年金支給額を積立金ではまかなえなくなり、事実上の賦課方式になってしまった。

つまり、現役世代の収める保険料で、高齢者への年金をまかねばならない。

しかし超高齢化で、現役世代の保険料ではまかないきれない。

→ 2004年、国が負担する割合を3分の1から2分の1に引き上げ。
(結局、財源は租税だが)

※しかも、最初「積立方式」だった時に、旧・社会保険庁がそのプールした資金を保養施設建設などに無駄遣いして、財源を目減りさせてしまった。

これにより、国民の年金政策への不信感が高まった、という経緯がある。

▶ 高齢者介護サービスの充実

2000年から介護保険制度開始

公的認定（要介護認定）に基づいて、在宅・施設の両面で必要な福祉・医療サービスを提供する

↓

ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイの施設・人員が不足

そもそもこの業界が、労働者にとってブラック業界

平均給与が低すぎて、労働者が生活を長期にわたって維持できない（結婚できない…）

【福祉社会をめざして】

▶ ノーマライゼーション

高齢者・障がい者も、ともに社会の中で同じように生活できる世の中にしていく

↓

・建物・交通機関や就職条件などをバリアフリーにしていく

・生活用具などをユニバーサルデザインにしていく

(障がい者も健常者も使いやすいデザイン)

▶ セーフティネット

不意の失業で生活が破綻しないように福祉政策（生活保護・失業保険など）の充実が求められているが…